

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：児童福祉費 目：家庭児童福祉費

事業名 児童虐待防止対策等事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課 児童養護第一係

電話番号：058-272-1111 (内 2637)

E-mail：c11217@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,762 千円 (前年度予算額：7,423 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	7,423	3,711	0	0	0	0	0	0	3,712
要求額	6,762	3,243	0	0	0	0	0	0	3,519
決定額	6,762	3,243	0	0	0	0	0	0	3,519

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

児童虐待は児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えることに鑑み、地域及び児童に関わる関係機関が連携して、児童虐待の早期発見・早期対応に努めることにより、児童の人権を擁護することを目的とする事業を展開する。

(2) 事業内容

1. 協力体制整備事業

地域で活動する主任児童委員等に対し、児童虐待等に関する専門研修を実施し、子ども相談センターを中心にした地域での児童虐待等の発見、通告の促進、調査及び在宅指導等の協力体制の整備を促進する。

2. 市町村体制支援強化事業

市町村の児童相談体制及び要保護児童対策地議会への支援の観点から、子ども相談センターの職員を派遣し児童相談体制及び要保護児童対策地域協議会の運営について指導を行う。市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた研修会を開催する。

3. 家庭支援技術向上研修

市町村要保護児童対策地域協議会調整機関職員、家庭相談員、児童養護施設職員、里親等を対象に、家庭支援技術の向上を目的とした研修会を実施する。

4. 子ども相談センターの資質向上のための研修事業

子ども相談センター職員（児童福祉司、児童心理司、保護課職員）や子ども家庭課担当者の資質向上や児童虐待対応等の実践力向上のための研修（児童の権利擁護、司法面接等）を実施又は参加。

5. 児童福祉司スーパーバイザー任用後研修

児童福祉司スーパーバイザー（主に係長級の職員）を対象とした研修（子どもの虹情報研修センター等）に参加する費用を負担する。

6. 児童心理司等研修

子ども相談センターで心理判定業務等に従事する職員が専門性を強化するために必要な研修を実施する。

7. 児童福祉司任用前研修

児童福祉司に任用予定の者及び子ども相談センター新任職員もしくは希望する調整担当者を対象とする研修を実施する。

8. 児童福祉司任用後研修

児童福祉司に任用された職員を対象とした研修を実施する。

9. 要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者研修

市町村要保護児童対策地域協議会調整機関職員に配置される専門職の任用後に実施する研修を実施する。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1/2 国庫 1/2 （児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金）

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	1,571	講師報償費 1,571
旅費	3,289	費用弁償 894 業務旅費 2,395
需用費	291	消耗品費 277 会議費 14
役務費	96	通信運搬費 96
使用料	640	会場使用料 640
委託料	450	研修委託料 450
負担金	425	研修参加負担金 425
合計	6,762	

決定額の考え方

「途中経過」または「予算案の決定（知事査定後）」
の公開の際に記載します。

4 参考事項

（１）国・他県の状況

国においては児童虐待・DV 対策等総合支援事業費国庫補助金のメニューを年々拡充している。

児童福祉法改正（平成２８年６月４日公布）により、児童相談所職員等に対する研修が義務化されている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

児童虐待相談に対応し、児童や保護者のケアを実施する職員等の資質を向上させ、関係機関との連携や支援により児童虐待への適切な援助を行う体制を強化する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
子ども家庭総合支援 拠点設置数	0 (H)	()	3 (H30)	6 (R1)	42 (R4)	14.3%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

- （1）児童虐待防止研修会年間4回開催…延計1,098人参加（令和元年度実績）
- （2）児童相談派遣専門職が市町村へ訪問指導を実施
- （3）義務化研修の実施（児童福祉司任用前講習会、要保護児童対策地域協議会調整機関の調整担当者研修、児童福祉司任用後研修）計15回

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

研修を受講した職員により、要保護児童の保護や施設における養護・家庭への支援についてより専門的な知見、技術に基づく実施が可能となった。

また、研修会を開催したり、子ども相談センター職員が市町村への助言・援助を実施したり、地域での児童虐待への相談体制の強化や予防啓発効果が高まった。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価)	○ 児童虐待に関する社会的な関心は高く、重篤な事例はマスコミ報道されることが多い。児童虐待相談対応件数は全国的にも、また県においても年々増加していることから、こうした問題に対処する職員等の資質向上や、関係機関の連携による相談体制強化の必要性が高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	○ 研修に参加した職員等が実際の相談援助活動においてそれを実践することにより、児童の保護及び家庭への指導等において問題に対処する能力が高まっている。また、市町村の相談体制強化が進んでいる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	○ 研修会においては会場や講師の選定において、ニーズに即した内容で実施できるよう工夫をしている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>児童虐待対応については、相談に一对応する市町村の体制に地域差が認められるため、より高い意識付けや資質向上、体制強化のための施策が必要である。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>児童虐待を防止するため、行政機関や社会的養護関係者に求められる役割は大きく、今後も研修により児童虐待相談や児童、保護者のケアに対応する職員等の資質を向上させ、地域や外部機関との連携により児童虐待への適切な援助を行うこととする。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	